

政 令

高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成三十一年一月二十五日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第十四号

高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第百四条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成十九年政令第三百十八号）の一部を次のように改正する。

第十八条第四項第一号中「二十七万五千円」を「二十八万円」に改め、同項第四号中「五十万円」を「五十一万円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この政令による改正後の規定は、平成三十一年度以後の年度分の保険料について適用し、平成三十一年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

厚生労働大臣 根本 匠
内閣総理大臣 安倍 晋三

国民健康保険法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

平成三十一年一月二十五日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第十五号

国民健康保険法施行令の一部を改正する政令

内閣は、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第五十七条の二第二項（同法第五十七条の三第二項において準用する場合を含む。）及び第八十一条の規定に基づき、この政令を制定する。

国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）の一部を次のように改正する。

第二十九条の三第十項及び第二十九条の四の三第六項中「五十万円」を「五十一万円」に改める。
第二十九条の七第二項第九号中「五十八万円」を「六十一万円」に改め、同条第五項第一号中「五十万円」を「五十一万円」に、「二十七万五千円」を「二十八万円」に改め、同項第三号口中「二十七万五千円」を「二十八万円」に改め、同号ハ中「五十万円」を「五十一万円」に改める。

附 則

附則第四条第二項第六号中「五十八万円」を「六十一万円」に改める。

(施行期日)

1 この政令は、平成三十一年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この政令の施行の日前に行われた療養に係る高額療養費の支給については、なお従前の例による。
3 国民健康保険法施行令第二十九条の二の二第二項に規定する基準日（同令第二十九条の四の第二項の規定により基準日とみなされる日を含む。）がこの政令の施行の日前である場合における高額介護合算療養費の支給については、なお従前の例による。

4 この政令による改正後の第二十九条の七第二項及び第五項並びに附則第四条第二項の規定は、平成三十一年度以後の年度分の保険料について適用し、平成三十一年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

告 示

○財務省告示第二十三号

国債証券買入銷却法（明治二十九年法律第五号）第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定により平成三十年十二月二十五日に買入消却した国債の名称等を別表のとおり告示する。

平成三十一年一月二十五日

財務大臣 麻生 太郎

国債の名称	記 号	額面金額の総額	額面金額百円当たりの買入価格
利付国庫債券（物価連動・十年）	第二十二回	八十四億円	百三円八十七銭
"	第二十三回	三十五億円	百三円六十七銭
"	"	十五億円	百三円六十九銭
"	"	十五億円	百三円七十一銭
"	"	十五億円	百三円七十三銭
"	"	二十億円	百三円七十五銭
"	"	十六億円	百三円七十七銭
合 計		二百億円	

○厚生労働省告示第十一号

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（平成三十年政令第百八十四号）の施行に伴い、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第四十二条の規定に基づき、安全帯の規格（平成十四年厚生労働省告示第三十八号）の全部を次のように改正し、平成三十一年二月一日から適用する。

平成三十一年一月二十五日

厚生労働大臣 根本 匠

墜落制止用器具の規格

(定義)

第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 フルハーネス 墜落を制止する際に墜落制止用器具を着用した者（以下「着用者」という。）の身体にかかる荷重を肩、腰部及び腿等において支持する構造の器具をいう。